第６章　共益債権とその弁済
　第１節　支払済共益債権
　　更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成28年１月１日）から平成28年３月31日までに支払った共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」の支払実績欄記載のとおり、総額53,392,021円である。
　第２節　未払共益債権
　　更生会社における基準日である平成28年３月31日現在の未払共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」の未払残高欄記載のとおり、総額31,559,631円である。
　第３節　弁済方法
　　上記未払共益債権及び平成28年４月１日以降更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、傭船料収入、本件売却代金、保有する現預金等をもって随時支払う。
第７章　担保権の措置等
　第１節　存続する担保権（船舶に係る担保権）
　　１　別表10「存続する担保権一覧表（船舶）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。
　　２　別表10「存続する担保権一覧表（船舶）」記載の担保権は、被担保債権である更生担保権が完済されたとき、当該担保権の目的である本件船舶について管財人が裁判所の許可を得て第３章第１節第２、４に定める担保変換をしたとき、又は、担保権者が担保権を放棄したときに消滅する（なお、担保変換により船舶に係る担保権が消滅する場合であっても、担保変換後の預金質権は存続する。）。この場合、担保権者は、消滅した担保権について登記又は登録（日本国内のものに限らない。）の抹消手続をするものとし、管財人から要請があった期限までに、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。
　第２節　存続しない担保権
　　更生会社の財産上に存する担保権（準拠法が日本法か否かを問わず、財産が日本国内にあるか否かを問わない。）で、本章第１節に存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権（以下「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定時に全て消滅する。
　　存続しない担保権の担保権者は、当該担保権について担保権設定登記又は登録がある場合は、当該設定登記又は登録の抹消手続をする。この場合、存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から要請があった後、２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。
　第３節　保険
　　１　更生会社が確定更生担保権に係る担保権の目的である本件船舶を目的として更生計画認可決定時に締結している保険契約について、当該確定更生担保権に係る債権者が当該保険契約に係る請求権について質権又は譲渡担保権を併せ有する場合には、前記第３章第１節第２、２の定めに従い本件船舶の売却が完了するまでの間、同一の付保内容で順次更新し、又は実質的に同一の付保内容の新規契約を締結するものとし、当該確定更生担保権の限度で、当該保険契約（保険期間満了後に前記に従い更新又は新規に締結した保険契約を含む。）に係る請求権についての質権又は譲渡担保権は存続する。
　　２　前記質権又は譲渡担保権は、対象となる保険契約の目的である財産に係る担保権が消滅した場合に消滅する。
　　３　前記の保険契約の目的である本件船舶について保険事故等が発生した場合、管財人の選択により、その保険金を罹災船舶の復旧のために用いることができる。この場合、管財人は、復旧した物件（復旧のために取得した物件を含む。以下同じ。）を目的とする保険契約に基づく保険金請求権に従来と同一の質権又は譲渡担保権を設定する。当該保険金を罹災船舶等の復旧に用いなかった場合は、管財人は、当該保険金を本件売却代金とみなして、第３章第１節の定めに従い船舶更生担保権の弁済を行うものとする。なお、この場合、第３章第１節第２、３に定める本件船舶の売却に伴い更生会社が負担する諸経費を、保険金請求に伴い更生会社が負担する諸経費と読み替えて、本件売却代金から控除する諸経費及び更生協力金の額を算定するものとする。
　第４節　登記等の費用
　　本章による登記手続及び登録手続に要する登録免許税その他の費用（日本国内のものに限らない。）は、更生会社が負担する。
第８章　更生会社の措置
　第１節　リベラによる株式の取得
　　金融債権者によるヴィパン・クマール・シャルマ保有の更生会社の株式（以下「本株式」という。）についての株式譲渡担保権実行にあたり、リベラは、金融債権者から本株式の譲受人として指名を受け、金融債権者による当該担保権の実行の完了をもって、本株式を取得する。
　第２節　株主に対する配当・残余財産請求権の制限
　　更生会社は、株主に対する配当は行わない。
　　更生会社の清算時に残余財産の分配が見込めるときは、リベラは、残余財産から税額その他の必要経費を控除した金額を、別表13「株主（リベラ）による債務引受先関連更生会社一覧」に定める他の更生会社において弁済の行われる見込みのない更生担保権又は更生債権の弁済に充てる。
　第３節　役員の構成
　　現役員は、更生計画認可決定日に、すべて退任する。新しい役員は、裁判所の許可を得て管財人が選任する。
　第４節　更生会社の解散等
　　第１　更生会社の解散
　　更生会社は、前記第３章第１節第２、２に定める本件船舶の売却後、管財人が裁判所の許可を得て決定する日に解散する。
　　第２　清算人の選任等
　　更生会社の清算人は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。管財人は、裁判所の許可を得て、清算人の変更、補充又は増員をすることができる。
　　第３　清算人の任期
　　清算人の任期は、清算の結了までとする。
　　第４　清算業務
　　管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理・処分、租税等の請求権の納付、更生債権者等に対する弁済、その他更生計画の遂行並びに会社の清算に必要な業務を行う。
　第５節　債務の引受
　　リベラは、別表14「リベラが株主である関連更生会社一覧」に定める他の更生会社（以下「関連更生会社（株主リベラ）」という。）の全部又は一部から、⑴各関連更生会社（株主リベラ）の更生計画及び設立準拠法が許容する範囲で剰余金配当、残余財産の分配又はこれと同視すべき支払（以下「残余財産分配等」という。）が行われること及び⑵各関連更生会社（株主リベラ）の従前の株主であった破産者ヴィパン・クマール・シャルマの破産管財人より当該残余財産分配等に関連して清算金支払請求権等の権利が行使されないことを停止条件として、更生会社の確定した更生債権等のうち元本に係る債務を、当該残余財産分配等の金額からリベラにおいて残余財産分配等を原因として負担した租税債務がある場合にはこれを控除した金額で、確定更生債権額に基づき按分し、免責的に引き受ける。第３章第３節第２、１⑴及び３⑵に定める免除の効力は、リベラによる免責的債務引受の効力が発生した範囲において遡及的にその効力を失うものとする。
第９章　その他の事項
　会社更生法167条１項６号及び７号に該当する事項はない。
別表１ないし14　省略
　東京地方裁判所民事第８部